

議案第 65 号

平成 25 年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

平成 25 年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

橋本市長 木下 善之

平成 25 年度 橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 25 年度橋本市の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 36,729 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,043,049 千円とする。
- 2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		503,315	1,000	504,315
	1 使用料	503,300	1,000	504,300
3 国庫支出金		109,800	△13,058	96,742
	1 国庫負担金	109,800	△13,058	96,742
4 県支出金		4,024	△239	3,785
	1 県補助金	4,024	△239	3,785
5 財産収入		1	47	48
	1 財産運用収入	1	47	48
6 繰入金		1,042,324	△88,879	953,445
	1 繰入金	1,042,323	△88,879	953,444
9 市債		360,200	64,400	424,600
	1 市債	360,200	64,400	424,600
歳入合計		2,079,778	△36,729	2,043,049

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		1,160,725	△36,729	1,123,996
	1 下水道費	1,160,725	△36,729	1,123,996
歳 出 合 計		2,079,778	△36,729	2,043,049

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	1 下水道費	公共下水道事業	91,694千円

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 360,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 424,600	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。